

## 答申第 8 2 号

(諮問第 9 8 号)

# 答 申

## 第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日付けで行った公文書一部公開決定処分については、次の部分を公開すべきである。

法人印の印影、貸借対照表の純資産の部の「資本金」、「利益剰余金」、「利益準備金」及び「その他利益剰余金」に係る科目名及び金額並びに佐伯大同青果株式会社の損益計算書の「売上高」、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に係る科目名

## 第 2 異議申立てに至る経緯

### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成 1 2 年大分県条例第 4 7 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日付けで、実施機関に対して、「中津中央青果、佐伯大同青果(株)の直近の事業報告書及び決算報告書」を内容とする公文書公開請求を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、前記公文書公開請求に係る公文書として、「中津中央青果株式会社及び佐伯大同青果株式会社に係る卸売業者事業報告書（平成 2 5 年 3 月期）」を特定した上で、次の理由により一部公開決定を行い、平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日付けで異議申立人に通知した。

#### ① 条例第 7 条第 1 号に該当するため

（株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため）

#### ② 条例第 7 条第 2 号イに該当するため

（法人の代表者の印影、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額は、法人の内部管理情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため）

### 3 異議申立て

異議申立人は、前記一部公開決定について、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律

第160号) 第6条の規定により、平成26年1月30日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

公文書一部公開決定処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 役員名は登記されており、当該情報は商業登記法第10条の規定により何人も容易に入手することができるのであるから、条例第7条第1号ただし書イに規定する「法令の規定により公にされている情報」に該当し、これにより役員である株主の氏名は公開されなければならない。

会社においては、取締役であることだけでなく、全ての他の地位や立場に関係することを公にするために登記していると解するべきことから、役員である株主の氏名も公にされるべきである。

- (2) 法令により取締役の氏名が公にされれば、その人の属性であるものも、当該法人に関する限りにおいて、個人情報であっても公開するべきである。役員の氏名が公開されれば、当該会社に関するその役員の住所や財産も公開されることになり、その役員が所有する当該会社の所有株式数、所有株式数の割合等も個人情報保護から除かれるのであるから、公開されなければならない。

また、所有株式数の割合は、公開されても特定の個人を識別できるものでなく、仮に識別されたとしても、名誉や社会的信用を失うものとは考えられず、当該個人の権利利益が害されることはない。

- (3) 代表取締役は、法人の代表者で当該法人自身であるから、条例第7条第1号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」により、個人事業主と同様に個人情報保護から除かれるものである。代表取締役は大口株主であろうから、大口株主としての代表取締役の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合を公開すべきだ。

- (4) 役員でない法人担当者の氏名（姓の部分）は、組織図において部門の責任者の氏名を記載すること、職務上の名刺に氏名を記載すること及び一般の事業活動において姓を告げることは慣行化されていることから、条例第7条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たる。

また、姓のみが公開されても、氏名が特定できないし、たとえ特定の個人が識別されるとしても、担当者であることが知られるだけであり、それを標的にされて嫌がらせを受けたりして、名誉や社会的信用を失うものとは考えられず、当該個人の権利利益が害されることはない。

- (5) 法人の代表者の印影は、事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるが、事業活動において当該会社が社外宛文書に使用するものであり、通常当該会社が秘密に管理している性質の事柄ではないし、大分県知事宛の卸売業者事業報告書に使用したものであるから、開示されたからといって、当該会社が不測の不利益を被り、その事業活動が損なわれるとは認められない。

法人の代表者の印影は通常丸い印鑑であり、事業報告書の印影は角印であるから、法人の代表者の印影ではないこと、法人の代表者の印影を使用するときは、通常印鑑証明書を添えるものであるがそれもないと思われること等から、佐伯大同青果の印影は法人の代表者の印影ではなく、一般に通常の文書に使用する角印である。

- (6) 卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況の情報は、集計したもので、仮に分析したとしても、当該会社の競争上の地位を害するような当該会社独自の経営上のノウハウや同業者との対抗関係上、特に秘匿を要するようなこと等を看取することは困難である。

加えて、卸売業務に係る取扱高の販売数量は公表されているものの集計であること、販売金額、受託手数料、売上純利益等も、株主や債権者に公開されている損益計算書の数字と同じものであるから、公開しても当該会社が不測の不利益を被り、その事業活動が損なわれるとは認められない。

- (7) 株主構成及び大口株主の情報は、法人に関する情報でもある。

会社法125条は、一定の理由の制限はあるものの、株主と債権者に株主名簿の閲覧請求と写しの交付を認めている上、第三者が株主や債権者から株主名簿情報を得ることを禁じていることもないので、株主名やその所有数は、多数の株主や債権者に加え、相当多数の者が既に知っているか、又は容易に知り得る情報である。

株主構成は、株主のグループ別分類と構成の割合を表しているだけであるので、公開されたとしても、社会的信用を失う、出荷者が減少するなど当該法人の権利、競争上の地位をその他正当な利益を害するおそれは全くないものである。

- (8) 会社法により、株主及び債権者は、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を閲覧謄写することができ、加えて第三者が株主や債権者から情報を得ることは禁じられていないのであるから、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の情報は、多数の株主に加え、相当多数の債権者や第三者が既に知っているか、又は容易に知り得る情報である。

中津中央青果は少なくとも1000人以上、佐伯大同青果は少なくとも300人以上の相当多数の農家や農協の債権者が存在する経営規模であるから、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の情報は、相当多数の者が既に知っているか、又は容易に知り得る情報である。

## 第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件対象公文書の意義、性格について

#### (1) 卸売業者事業報告書について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、大分県卸売市場条例（昭和46年大分県条例第42号。以下「市場条例」という。）で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないが、許可を受けた卸売業者（以下「卸売業者」という。）は、年度ごとに、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない（市場条例第19条第1項）。

また、大分県卸売市場条例施行規則（昭和47年大分県規則第13号。以下「市場規則」という。）第16条により、卸売業者は、卸売業者事業報告書を毎事業年度経過後90日以内に提出しなければならない。

卸売業者事業報告書は、直近の事業年度における業務の運営体制や取扱高・売上損益の状況等を表すもので、事業期間、事業運営組織図、取扱品目に係る取扱高及び売上損益、株主構成、大口株主、従業員の状況等について、市場規則で定められた様式に記載し、経理の状況を示す書類として、報告対象となる事業年度の決算に係る貸借対照表、損益計算書等を添付するものである。

#### (2) 卸売業者事業報告書の意義、性格について

卸売業者は、地方卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、地方卸売市場内において卸売を行う者である。

よって卸売業者には、地方卸売市場における卸売の業務を的確に遂行することができる知識と経験に加え、出荷者からの信用を維持するための担保として、財務の健全性が求められるところである。

卸売業者事業報告書は、実施機関が卸売業者の支払担保能力をきめ細かく把握しておく必要があることから、卸売業者に対して、市場条例に基づき毎事業年度ごとに提出する義務を課しており、実施機関は、卸売業者事業報告書の活用により、卸売業者の業務遂行能力の確認等に努めている。

なお、知事あて提出した卸売業者事業報告書について、市場条例や市場規則において、卸売業者に対し、当該卸売業者の事業所での写しの備付けや、販売の委託をした者等への閲覧体制の整備等に関する、特別な義務づけ規定はなく、また、実施機関から一般への公開に関する特別な規定もない。

### 2 本件対象公文書の非公開情報該当性の判断について

#### (1) 本件対象公文書の条例第7条第1号該当性について

本件対象公文書に記載された、株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、氏名その他の記述の部分だけでなく、その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

以上のことから、本件株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、これを公開することにより、当該特定の個人の権利利益を害すると認められることから、条例第7条第1号に該当する。

(2) 本件対象公文書の条例第7条第2号イ該当性について

本件対象公文書に記載された、法人の代表者の印影、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額は、法人の内部管理に関する情報である。

以上のことから、本件法人の代表者の印影、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額は、法人の内部情報である営業状態や経営方針など、いわゆる営業上のノウハウに関する情報が含まれたものであり、これを公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号イに該当する。

## 第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方の主張を踏まえ、本件対象公文書に係る一部公開決定の妥当性について審議した結果、次のとおり判断した。

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定の卸売業者（法人）2者が市場条例第19条第1項の規定に基づき実施機関に提出した卸売業者事業報告書である。

実施機関は、株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合並びに法人担当者の氏名の部分を条例第7条第1号に該当するとして、また、法人の代表者の印影、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名、金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額の部分を同条第2号イに該当するとして、非公開としている。

### 2 条例第7条第1号該当性について

- (1) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別する

ことができるものは、原則として非公開としている。ただし、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、例外的に公開としている（同号ただし書イ）。

この「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られ、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否することが定められている場合は、これに該当しない。また、「公にされ」ているとは、公開請求の時点で何人でも知り得る状態に置かれていることをいう。

(2) 株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合並びに法人担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第1号本文に該当する情報である。そこで、以下、異議申立人が主張する同号ただし書イ該当性等について検討する。

(3) 株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合について

ア 異議申立人は、役員名は登記されており、当該情報は商業登記法第10条の規定により何人も容易に入手することができるのであるから、条例第7条第1号ただし書イに規定する「法令の規定により公にされている情報」に該当し、これにより役員である株主の氏名は公開されなければならない旨主張する。

会社法（平成17年法律第86号）第911条第3項の規定によれば、異議申立人が主張するとおり、取締役の氏名は登記事項であり（同項第13号）、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項の規定により何人も登記事項証明書の交付を請求することができるから、取締役の氏名は、法令等の規定により公にされている情報であると認められる。

しかし、登記されているのは取締役の氏名のみであって、取締役が当該会社の株式を保有しているかどうか等については登記事項ではなく、取締役が当該法人の株主であるかどうかを登記情報から知ることはできないのであるから、取締役が株主である場合の当該株主の氏名が法令等の規定により公にされている情報であるということとはできない。

また、会社法の規定に基づく株主名簿の閲覧等の制度もあるが、請求権者が株主、債権者等に限定されていること、一定の場合は請求を拒否することができる旨定められていること（同法第125条）から、法令等の規定により公にされている情報に該当するとは認められない。

したがって、株主の氏名は、仮に当該株主が取締役であったとしても、条例第7条第1号ただし書イには該当しない。株主の住所や所有株式数等についても、同様である。

イ また、異議申立人は、所有株式数の割合は、公開されても特定の個人を識別できるものでなく、仮に識別されたとしても、名誉や社会的信用を失うも

のとは考えられず、当該個人の権利利益が害されることはない旨主張する。

しかし、法人の発行済株式総数は登記事項であり、公になっているので、所有株式数の割合を公開すると所有株式数が判明することになる。これは個人の財産に関する情報であるから、氏名や住所の特定の個人を識別できる部分を除いても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ さらに、異議申立人は、代表取締役は法人の代表者で当該法人自身であるから、個人情報保護から除かれるので、株主としての代表取締役の情報を公開すべき旨主張する。

確かに、法人の代表者がその職務として行う行為等当該法人の行為そのものと評価される行為に関する情報については、条例第7条第1号の個人情報には当たらず、専ら同条第2号の法人等の事業活動情報として取り扱うべきである。しかし、仮に代表取締役が当該会社の個人株主であった場合の当該株主としての情報は、当該法人の行為そのものと評価することはできず、条例第7条第1号の個人情報に該当する。

#### (4) 法人担当者の氏名について

異議申立人は、役員でない法人担当者の氏名（姓の部分）は、組織図において部門の責任者の氏名を記載すること、職務上の名刺に氏名を記載すること及び一般の事業活動において姓を告げることは慣行化されていることから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たる旨及び姓のみでは氏名が特定できないし、個人が識別されたとしても、当該個人の権利利益が害されることはない旨主張する。

しかし、担当者の氏名は、通常は、事業活動を行う上で、法人あるいは担当者自身が、取引先等関係者に明らかにするものであり、慣行として広く一般に公にされている情報とまでは言えないので、条例第7条第1号ただし書イには該当しない。また、姓は、それ自体として特定の個人を識別しうるものであるし、本県の条例は、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるものに限って非公開情報とする方式（プライバシー保護型）ではなく、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用しているので、異議申立人の主張を採用することはできない。

(5) 以上のことから、株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合並びに法人担当者の氏名は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書イに該当しないことから、これを非公開としたことは妥当である。

### 3 条例第7条第2号イ該当性について

(1) 条例第7条第2号は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、

非公開としている。

(2) 法人の代表者の印影について

本件対象公文書における印影は、法人名が彫られた角印の印影であり、当該法人に確認したところ、本件印影は登録印や銀行取引印ではなく、見積書、請求書、領収書等にも使用しているということであった。したがって、本件印影は、事業活動等において顧客や取引相手等に広く開示されているものであり、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、本件印影は公開すべきである。

(3) 卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況について

一般に、取扱高や売上損益の情報は、経済活動を営む法人にとって、営業能力や営業状況、場合によっては財務状況をも推測せしめる重要な情報である。こうした情報は、原則として法人等の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を限定する利益を有する情報というべきものであり、法人等が自ら広く一般に公表しているなどの特段の事情のない限り、これを当該法人等の意思にかかわらず公開することは、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

本件非公開部分には、野菜や果実といった種類及び売買取引の方法ごとに、数量、金額、委託手数料、損益等の数値が記載されており、また前年同期の数値も記載されている。これらの情報からは、当該法人の営業能力、営業状況等が推測できるものであり、また、当該法人自ら広く一般に公表しているといった事実は認められなかった。

なお、市場条例第20条第2項の規定により、開設者は、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、速やかに公表しなければならないとされているが、公表対象は主要な品目についてであり、また、価格も高値（最も高い販売価格）や中値（最も販売数量の多い販売価格）といったものであることから、日々公表された内容から上記の情報を把握することはできない。

よって、取扱高や売上損益の情報を非公開としたことは妥当である。

(4) 株主構成及び大口株主の情報について

会社法第125条の規定により、株主名簿は、閲覧又は謄写の請求権者が株主、債権者等に限られ、一定の場合は請求を拒否することができる旨定められている。よって、株主や株主構成の情報は、主要株主の情報等が記載された有価証券報告書が一般の閲覧に供されている上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であるといえる。このような情報を公にした場合、当該法人の資本関係や経営状況が明らかになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。



(5) 貸借対照表及び損益計算書について

会社法第442条の規定により、貸借対照表等の閲覧や謄本等の交付を請求できるのは株主、債権者等に限定されており、一般の者は閲覧等はできない。よって、貸借対照表等は、有価証券報告書が一般の閲覧に供されている上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であるといえる。このような情報を公にした場合、当該法人の財務状況が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ただし、会社法第440条第1項の規定により、株式会社は、貸借対照表（同法第2条第6号の大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされており、また、同条第2項の規定により、官報又は日刊新聞紙に掲載する方法で公告する株式会社については、その要旨を公告することで足りるとされている。そうすると、貸借対照表等のうち公告の対象となっている部分については、これを公にしたとしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない。また、損益計算書については、会社法上の大会社でない場合は公告の義務はないが、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）で定められた項目名は、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

実施機関は、本件卸売業者がともに非上場企業であること及び会社法上の大会社ではなく損益計算書の公告義務はないことから、貸借対照表において公告の対象となっている部分及び損益計算書において会社計算規則で定められた項目名の部分について公開しようとしたものであり、こうした判断は妥当であると認められる。

ただし、実施機関が非公開とした部分のうち、貸借対照表の純資産の部の「資本金」、「利益剰余金」、「利益準備金」及び「その他利益剰余金」に係る項目名及び金額は、会社計算規則により貸借対照表の要旨に記載することとされている部分であるので、公開すべきである。また、佐伯大同青果株式会社の損益計算書の「売上高」、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の項目名は、会社計算規則で定められたものであるので、公開すべきである。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、前記判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のことから、法人の印影、貸借対照表の純資産の部の「資本金」、「利益剰余金」、「利益準備金」及び「その他利益剰余金」に係る科目名及び金額並びに佐伯大同青果株式会社の損益計算書の「売上高」、「売上原価」及び「販売費

及び一般管理費」に係る科目名は公開すべきと判断するが、その余の部分を非公開としたことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 2月13日	諮 問
平成26年 7月30日	事案審議（平成26年度第4回審査会）
平成26年 8月27日	事案審議（平成26年度第5回審査会）
平成26年 9月24日	事案審議（平成26年度第6回審査会）
平成26年10月29日	事案審議（平成26年度第7回審査会）
平成26年11月26日	事案審議（平成26年度第8回審査会）
平成26年12月24日	事案審議（平成26年度第9回審査会）
平成27年 1月28日	事案審議（平成26年度第10回審査会）
平成27年 3月25日	事案審議（平成26年度第12回審査会）
平成27年 4月22日	答申決定（平成27年度第1回審査会）

## 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	H27. 3. 31退任
松 尾 和 行	大分合同新聞社 上席執行役員 論説編集委員室長	H27. 4. 1就任
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	